

令和 7 年 6 月 2 3 日

令和 7 年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 7 年 6 月 2 3 日 （ 月 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 2 時 1 6 分

出 席 議 員 （ 8 名 ）

2 番 宗 健 司 4 番 高 山 豊 彦

5 番 村 山 一 彦 6 番 井 上 武 津 男

7 番 岡 本 正 意 8 番 吉 田 哲 也

9 番 小 西 啓 1 0 番 畑 武 志

欠 席 議 員 （ 2 名 ）

1 番 岡 田 勇 3 番 山 本 達 也

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 松 井 幸 則

書 記 長 谷 川 真 理

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	馬 場 正 実
参事兼税住民課長	岡 田 博 之
理事兼総務課長	原 田 敏 明
理事兼建設農政課長	北 広 光
会計管理者兼会計課長	松 井 幸 則
まちづくり応援課長	中 尾 政 弘
まちづくり応援課 地方創生担当課長	奥 野 雄 也
人 権 啓 発 課 長	今 西 靖
保 健 福 祉 課 長 兼 診 療 所 事 務 長	但 馬 宗 博
保 育 園 長	富 岡 初 代
保 健 福 祉 課 地域包括支援センター所長	馬 場 か よ 子

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	4 番 高 山 豊 彦
	5 番 村 山 一 彦

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 3 6 号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 7 号 個人番号利用事務系端末購入契約の締結について
- 日程第 5 議案第 3 8 号 消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について
- 日程第 6 議案第 3 9 号 和束町防災行政無線（同報系）備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 1 号 令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 2 号 令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 発議第 3 号 消費税減税の実施を求める意見書
- 日程第 1 0 発議第 4 号 訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書
- 日程第 1 1 発議第 5 号 コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書
- 日程第 1 2 議員派遣について
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 7 年和束町議会第 2 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

山本議員から欠席の届けが出ています。

岡田議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、高山豊彦議員、5 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

令和 7 年 6 月 19 日付で、撰原区長、西川武良氏から、南部幹線道路、町道撰原下島線拡張工事の継続について要望書が出されております。

お手元に写しを配付していますので、後ほどお目通しください。

以上で、報告を終わります。

日程第 3、議案第 36 号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、議案第 36 号の提案理由を申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、

物価の変動等により、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

議案書のご説明をさせていただきます。議案書のほうをお願いいたします。

議案第36号

和東町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出する。

令和7年6月23日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

こちらにつきましては、改正する条例案でございます。あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要によりご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、資料No.36 条例の一部改正の新旧対照表をつけさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、概要でございます。

和東町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長、投票管理者、投票立会人等の報酬の基準単価が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2 改正概要でございます。

第2条：報酬等の改定

区分、現行、改定後の順にご説明を申し上げます。

投票所の投票管理者、1万2,800円、1万4,500円。

開票管理者、1万800円、1万2,200円。

選挙長、1万800円、1万2,200円。

投票所の投票立会人、1万900円、1万2,400円。

開票立会人、8,900円、1万100円。

選挙立会人、8,900円、1万100円。

期日前投票所の投票管理者、1万1,300円、1万2,800円。

期日前投票所の投票立会人、9,600円、1万900円でございます。

第3条から第5条につきましては、立会等の期間が1日に満たない場合の規定の整理でございます。

3 適用期間でございますが、施行日以降に告示された選挙ということでございます。

4 施行日につきましては、公布の日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３６号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３６号 和束町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第３７号 個人番号利用事務系端末購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第３７号の提案理由を申し上げます。

業務端末機材の購入について、令和７年６月１０日に指名競争入札に付し、落札業者が決定しましたが、予定価格が７００万円を超えましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、議案のご説明を申し上げます。

議案第３７号

個人番号利用事務系端末購入契約の締結について

令和７年６月１０日に指名競争入札に付した、個人番号利用事務系端末購入につい

て、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 個人番号利用事務系端末更新事業
- 2 物品名 個人番号利用事務系端末
- 3 納入場所 和束町大字釜塚小字生水14番地の2 和束町役場内
- 4 契約金額 696万9,655円
(うち消費税等相当額63万3,605円)
- 5 契約の相手方 京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601
NUPビルディング京都駅前
京都電子計算株式会社 代表取締役社長 森口健吾
- 6 契約の方法 地方自治法施行令
第167条第1項第1号の規定による指名競争入札
- 7 納入期限 令和7年7月22日(火)及び令和7年8月21日(木)
- 8 支出科目 和束町一般会計
(款) 2. 総務費
(項) 1. 総務管理費
(目) 1. 一般管理費
(節) 18. 備品購入費

令和7年6月23日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、資料No.37号 個人番号利用事務系端末概要でございます。

1. 備品内訳でございます。価格につきましては税抜き価格でございます。

端末(デスクトップPC)22台、327万8,000円、端末(ノートPC)

5 台、66 万 4,500 円、附属ソフトウェア 27 台分、239 万 3,550 円でございます。

2. 入札参加業者でございます。順位、業者名称、入札金額の順にご説明を申し上げます。

落札、京都電子計算株式会社、633 万 6,050 円

2 位、キシステム株式会社、735 万 5,000 円

3 位、三井田商事、773 万 9,300 円

4 位、株式会社ライオン事務器、848 万 4,000 円

株式会社システムリサーチ、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社、都築テクノサービス株式会社につきましては辞退をされております。

3. 税抜予定価格 1,025 万 1,900 円

4. 税抜最低制限価格 無でございます。

5. 落札率でございますが、61.8%でございます。

以上でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

少し確認だけさせていただきますけども、今回のようなネットワーク関係の経費というのは、今後も大変いろいろと経費がかさんでいくことも考えられますけども、まず今回の約 700 万円の経費というのは、財源的にはどのような形で措置されているのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

財源的にはでございますが、こちらにつきましては、国のシステム標準化・共通化に向けた更新でございますので、国の国庫補助 100%を見込んでいるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

今回については、そういった国庫補助ということで充てられるというふうなことですけども、今いわゆる国のほうの方針で、こういったネットワーク関係の標準化というか、そういったものも進められていく中で、かなり今後の費用について、全国的な自治体の団体なども今後の財源見通しについて懸念されているというふうに伺っておりますけども、その辺の町長としての国に対する財政措置であるとか、そういったものについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本、デジタル化につきましては国が進める事業ですので、これに対しては、地方交付税もしくはそれに対する特定財源が当たるよう要望を続けているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

一方、国のほうとしては、そういった経費の今後の見通しについても大変甘いというか、そういったような見通しなども大変問題になっていると聞いておりますし、ま

た自治体の負担というのも、まだやはり払拭されてないということも聞いております。こういったネットワークの関係については、今の社会的な状況であるとか、自治体のいろんな仕事のことを考えても必要なわけですが、恒常的な費用としてはかなり大きくなるというふうにも思いますので、ぜひその辺は自治体のほうに過度な負担とならないように、引き続き国にも強く要望していただきたいと思います。その辺、最後に、町長にその辺の今後についてお願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、岡本議員が言われるとおりでございます。この後にもまた住基があつたりとか、それから税の標準化があつたりとか言われています。こういった中で、事情はスケールメリットの中で一定の価格が安価に収まっているとは思ってはおりますが、いずれにせよ、単費でやるのはなかなか難しいという状況にありますので、こちらについては十二分に総務省あたりに対しての要望を重ね重ね行いたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6 番、井上議員。

○6 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから 1 問質問させていただきます。

システムメンテナンスについてはどこまで規定されていますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

はい、お答え申し上げます。

システムのメンテナンスにつきましては、入札の際に仕様書に明記しているというところでございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、井上議員。

○6 番（井上武津男君）

今度の落札率は意外と安いものであったので、メンテナンスについてもかなり十分な形で行えるかどうか心配であったので、その点についてお聞きしたわけです。

結構です。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 37 号 個人番号利用事務系端末購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 37 号 個人番号利用事務系端末購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 38 号 消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第３８号の提案理由を申し上げます。

消防団小型動力ポンプ付軽積載車の購入について、令和７年６月５日に指名競争入札に付し、落札業者が決定しましたが、購入契約金額が７００万円を超えましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただきます次第です。

ご審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、議案書のご説明を申し上げます。

議案第３８号

消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について

令和７年６月５日に指名競争入札に付した、消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入について、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------|
| 1 | 事業名 | 消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入事業 |
| 2 | 物品名 | 小型動力ポンプ付軽積載車 |
| 3 | 納入場所 | 和束町大字湯船地内
軽積載車配備場所 |
| 4 | 契約金額 | ７２１万６,０００円
(うち消費税等相当額６５万６,０００円) |
| 5 | 契約の相手方 | 京都市下京区中堂寺庄ノ内町１番地の１０４ |

有限会社平井式ポンプ工業

6 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名
競争入札

7 納入期限 令和8年3月31日

8 支出科目 和束町一般会計

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

(目) 2. 非常備消防費

(節) 17. 備品購入費

令和7年6月23日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、資料No.38でございます。

消防団小型動力ポンプ付軽積載車概要に基づきご説明をさせていただきます。

1. 備品の内訳でございます。価格につきましては、税抜き価格でございます。

小型型動力ポンプ付軽積載車1台、656万円でございます。

2. 入札参加業者

順位、業者名称、入札金額の順にご説明を申し上げます。

落札、有限会社平井式ポンプ工業、656万円

2位、株式会社大同、675万円

3位、株式会社モリタ関西支店、679万円

4位、中央商工株式会社、688万円

5位、株式会社赤尾、692万円

6位、小川ポンプ工業株式会社、760万円

でございます。

3 税抜予定価格、688万円。

4 税抜最低制限価格、なしでございます。

5 落札率、95.34%でございます。

以上でございます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号 消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 消防団小型動力ポンプ付軽積載車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号 和束町防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 39 号の提案理由を申し上げます。

和束町防災行政無線(同報系)整備工事請負契約について、令和 7 年 6 月 2 日に随意契約に付し、工事請負業者が決定しましたが、予定価格が 5,000 万円を超えましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

総務課長。

○理事兼総務課長(原田敏明君)

議案のご説明を申し上げます。

議案第 39 号

和束町防災行政無線(同報系)整備工事請負契約の締結について

令和 7 年 6 月 2 日に随意契約に付した、和束町防災行政無線(同報系)整備工事について、下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事業名 | 和束町防災行政無線(同報系)整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 和束町地内
防災行政無線配備場所 |
| 3 | 契約金額 | 2 億 2,220 万円
(うち消費税等相当額 2,020 万円) |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市中心区備後町 2 丁目 6 番 8 号
沖電気工業株式会社関西支店 |
| 5 | 契約の方法 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による
随意契約 |

6 工 期 8 年 3 月 3 1 日まで

7 支 出 科 目 和 束 町 一 般 会 計

(款) 8 . 消 防 費

(項) 1 . 消 防 費

(目) 2 . 災 害 対 策 費

(節) 1 7 . 工 事 請 負 費

令和 7 年 6 月 2 3 日 提 出

和 束 町 長 馬 場 正 実

1 枚 おめくり ください。

資 料 N o . 3 9 和 束 町 防 災 行 政 無 線 (同 報 系) 整 備 工 事 概 要 で ご ざ い ま す 。

1 内 訳、価 格 は 税 抜 で ご ざ い ま す 。

防 災 行 政 無 線 設 備 更 新、2 億 2 , 0 0 0 万 円

2 税 抜 設 計 額、2 億 1 , 9 9 5 万 3 , 0 0 0 円

3 税 抜 最 低 制 限 価 格、な し で ご ざ い ま す 。

4 落 札 率、9 1 . 8 3 %

5 随 意 契 約 理 由 で ご ざ い ま す が、既 存 設 備 (戸 別 受 信 機 等) と の 連 携 を 維 持 す る こ
と が で き る と と も に、工 事 期 間 中 の 現 行 設 備 と 新 設 設 備 の 並 行 運 用 時 に、親 局 ・ 子 局
の 連 携 を 維 持 し な が ら 運 用 が 可 能 で あ る た め で ご ざ い ま す 。

以 上、ご 審 議 の 上、ご 承 認 賜 り ま す よう お 願 い い た し ま す 。

○ 議 長 (畑 武 志 君)

こ れ か ら 質 疑 を 行 い ま す 。

7 番、岡 本 議 員 。

○ 7 番 (岡 本 正 意 君)

そ れ で は、幾 つ か 確 認 さ せ て い た だ き ま す け ど も、ま ず 今 回 の 防 災 無 線 の い わ ゆ る
の 工 事 で す け ど も、今 回 こ の 工 事 を さ れ る そ も そ も の 目 的 を も う 一 度 説 明 い た だ け ま

すか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、やはり住民の方に災害時、有事の際に迅速に正確な情報を一斉配信できるというものでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

具体的に、例えば今の現行の防災無線のシステムと今回の整備工事をすることによって、住民的には具体的にはどのように変わるというか、今迅速に情報を一斉送信するというふうに言われましたけども、今の状態と、それをやることによって私たち受ける側としてはどのように変わるのか、もう少し具体的に説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回更新後の追加機能といいますか、新しい機能でございますが、今までにおきましては拡声子局でしか操作できなかった音量の調整等、また音量の明確化機能が新たに更新されました。今現在ラップ型のスピーカーでございますけども、高性能なスリム型のスピーカーへ変更させていただくことにより、今以上の音声の明瞭化が導入されるということでございます。

それと、高機能の遠隔行政版の装置というのも追加させていただきまして、こちら

につきましては、タブレットで遠隔の操作ができるということでございます。災害時の現場とまた時間、場所を問わずに情報配信ができるというものでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆる今の防災無線で特に屋外の関係でいいますと、一斉に、例えば Jアラートとか、そういったことも含めて放送されたときに、かなり共鳴し過ぎるという中で、逆に何を言ってるのか分からないというような状況もあったかと思しますので、その辺が改善されるんじゃないかというふうに今話を聞いていて思いましたので、そこはまたそういうふうに受け取っておきたいと思います。

それと、今回の価格といいますか、随意契約ということで2億円以上の価格ではあるんですけども、もともと沖電気で導入して、それを今後更新するということですから、ここに書いてあるように、いろんな連携の問題とか、そういったことができるということで随意契約ということなんですけども、ただ、そういう意味では、今回あまり競争が利かないという部分もあるので、今回の価格というのが、一定、どういうふうに比較すればいいのかという意味で、それが適正かどうかという意味で比較しようがないので、その辺の見積りの関係とかはどのようにされますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、沖電気工業以外に2社から見積りを徴収しているところでございます。全てシステムの更新を行った場合につきましては、沖電気工業につきましては約3億7,000万円、また、ほかの2社でございますが、4億5,000万円

以上という見積り結果でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆる見積りの的に一定安く抑えられるということで判断されたということだと思えます。ただ、防災無線のほうをシステムの今後も継続されるというふうに思いますが、今のようないろんな連携の問題とかで考えますと、引き続き同じ会社のシステムを導入する方向性というほうが濃厚だというふうには思うんですけどね。その辺、今後いろんな技術開発も行われていく中で、もっと有利な有効なシステム等も開発されるかもしれないということもありますので、その辺、今後いわゆる導入の際の業者の選定というのは、ずっと同じというよりも、一定そういったことを見越して変更する場合もあり得るということは一応確認の上しておきたいんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

事例でいいますと、今、相楽中部消防組合がシステムを全部入れ替えます。この事例をなぜ出すかといいますと、相楽中部消防組合の消防システムは、今独自で動いています。これを広域化することによってシステムを入れ替えるというのがこの11年ぐらいに発生するというところで報告を受けています。

これと同じことで、今、岡本議員がおっしゃるように、特に電送系ですので、一回一つの系統を使うと、そのままその系統にどうしても委ねなくてはならないというような状況は確かに発生します。今回の場合もそれだけじゃなくて、隙間を空けないということで、一番安価で、なおかつ即効性のあることで随意契約の大きな理由になっ

ております。

今後考えられるのは、やはりこういう広域的防災行政の話になりますので、広域的なことが発生してくるかと思います。これについては段階的に発生するのを見ながら、次の更新期、多分これは10年前後で更新が入ると思うんですけども、その更新期に向けて、そういう各広域ですね。関連して設備等の状況を踏まえながら今後そういうことが発生することは想定をしております。ただ、今の段階では、空白を空けずにうまく更新したいということも含めまして、今回の随意契約という判断をさせていただいております。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号 和束町防災行政無線(同報系)整備工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第39号 和束町防災行政無線(同報系)整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休憩（午前10時07分～午前10時20分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

日程第 7、議案第 40 号 令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 41 号 令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 42 号 令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 40 号から議案第 42 号の提案理由を申し上げます。

議案第 40 号 令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、物価高騰に伴う
緊急支援給付金の不足給付事業や茶源郷ポイント給付事業等において

議案第 41 号 令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、直
診勘定における人事異動に伴う人件費等において

議案第 42 号 令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、保険事
業勘定における国・府負担金等の返還金や保険事業勘定及びサービス
事業勘定において地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託する
ことに伴う関連経費等において

予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議案書のご説明を申し上げます。議案書をお願いいたします。

議案第 40 号

令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,120 万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 2,250 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 23 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

15 款国庫支出金、3 億 1,782 万 6,000 円、572 万 1,000 円、3 億 2,354 万 7,000 円。

16 款府支出金、1 億 9,322 万円、99 万 9,000 円、1 億 9,421 万 9,000 円。

17 款財産収入、337 万 3,000 円、6 万 9,000 円、344 万 2,000 円。

19 款繰入金、3 億 6,862 万 9,000 円、110 万 2,000 円、3 億 6,973 万 1,000 円。

20 款繰越金、500 万円、887 万 9,000 円、1,387 万 9,000 円。

21 款諸収入、6,414 万 3,000 円、103 万円、6,517 万 3,000 円。

22 款町債、5 億 540 万円、1,340 万円、5 億 1,880 万円。

歳入合計でございますが、39億9,130万円、3,120万円、40億2,250万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款議会費、6,106万6,000円、△38万6,000円、6,122万円。

2款総務費、7億3,050万4,000円、1,958万3,000円、7億5,008万7,000円。

3款民生費、8億6,443万4,000円、798万7,000円、8億7,242万1,000円。

4款衛生費、5億8,443万8,000円、1,639万1,000円、6億82万9,000円。

5款農林業費、1億1,782万5,000円、△1,892万7,000円、9,889万8,000円。

6款商工費、4,381万4,000円、44万4,000円、4,425万8,000円。

7款土木費、4億380万4,000円、508万円、4億888万4,000円。

8款消防費、4億5,510万4,000円、102万8,000円、4億5,613万2,000円。

歳出合計でございますが、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、第2表 債務負担行為補正でございます。

1. 追加

事項：子育て応援給付金事業（令和7年度給付決定分）、期間：令和7年度から令和8年度まで、限度額：対象者1人当たり20万円でございます。

続いて、第3表 地方債補正でございます。

1. 追加でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、370万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。計370万円でございます。

続いて、2. 変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、4,560万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。4,540万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略させていただきます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前、補正後同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的と補正前、補正後の限度額を申し上げます。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、1,200万円、1,650万円。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、5,300万円、5,840万円。

補正前の計でございますが、1億1,060万円、補正後の計でございますが、1億2,030万円でございます。

よろしくお願いいたします。

続いて、予算に関する説明書、令和7年度和束町一般会計補正予算（第1号）、N

○.40に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1 ページから4 ページにつきましては総括ということでございますので、議案書と重複しますので、5 ページ、6 ページから説明を申し上げます。

なお、主なもののご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入でございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額609万3,000円、こちらにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金に330万2,000円、また、自治体中間サーバーシステム更改補助金に279万1,000円となっております。

同款、同項、2 目民生費国庫補助金、補正額781万8,000円、こちらにつきましては、物価高騰対応地方創生臨時交付金（不足額給付）として同額を計上しているところでございます。

同款、同項、6 目土木費国庫補助金、補正額△975万円、こちらにおきましては、社会資本整備総合交付金（道路）分で同額を計上しているところでございます。

続いて、20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額887万9,000円でございます。こちらにつきましては、前年度繰越金でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

22 款町債、1 項町債、6 目土木債、補正額1,360万円でございます。こちらにつきましては、過疎対策事業債（橋りょう長寿命化修繕計画策定事業）で370万円、また町道撰原下島線拡幅改良事業で450万円、同じく、町道中溝学校線改良事業で540万円となっているところでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額2,228万円でございます。主なものでございますが、（事業）一般職人件費で2,761万9,000円を計

上しております。こちらにつきましては、4月1日付で施行いたしました機構改革による人事異動に伴う予算の組替えによるものでございます。

以降の一般人件費の補正予算につきましては同様の理由でございますので、ご説明を省略させていただきますので、お願いいたします。

同じページでございますが、（事業）電子計算費で710万3,000円、主なものでございますが、ネットワークシステム構築委託料で310万2,000円、次のページをお願いいたします。地方公共団体情報システム機構負担金で279万1,000円を計上させていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、15、16ページをお願いいたします。3目老人福祉費、補正額△338万8,000円。主な内容でございますが、こちらにつきましては繰出金で、介護保険サービス勘定繰出金ということで、△446万9,000円を計上させていただいております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、同項、10目在宅介護支援費、補正額186万円でございます。主なものといたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、ヘルパーステーション運営補助金で同額を計上させていただいております。

同款、同項、15目物価高騰緊急支援給付事業、補正額1,281万8,000円。主なものでございますが、18節負担金、補助及び交付金で1,253万8,000円。主なものでございますが、地域ポイント負担金として493万2,000円、また物価高騰緊急支援給付金（不足給付）で750万円を計上させていただいております。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額312万円。主なものでございますが、こちらにつきましては、子どものための教育・保育給付に同額を計上させていただいております。

少し飛びますが、23ページ、24ページをお願いいたします。

８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費、補正額１０２万８,０００円、こちらにつきましては、１７節備品購入費で消火栓ボックス等備品購入費用で同額を計上させていただきます。

２５ページ以降につきましては給与費明細を貼付しておりますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

それと、２９ページ、最終ページでございます。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての補正までの支出額又は支出額の見込み及び補正後の支出予定額等に関する調書につきましてご説明を申し上げます。

事項：子育て応援給付金事業（令和７年度給付決定分）、限度額：対象者１人当たり２０万円、補正までの支出（見込）額でございますが、期間、金額ともなしと。続いて、翌年度以降の支出予定額でございます。期間：令和８年度、金額：令和８年度に生じる負担金の総額、左の財源内訳でございますが、一般財源でございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

診療所事務長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第４１号をよろしくお願いいたします。

議案第４１号

令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１,２７７万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月23日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、直営診療勘定、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款診療収入、6,851万9,000円、2万円、6,853万9,000円。

2 款使用料及び手数料、31万1,000円、△7万1,000円、24万円。

6 款繰越金、80万円、112万1,000円、192万1,000円。

歳入合計、1億1,170万円、107万円、1億1,277万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出です。歳入同様にご説明いたします。

1 款総務費、7,737万4,000円、107万円、7,844万4,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.41をお願いいたします。

1ページから4ページについては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののみ、款、項、目、補正額の順にご説明申し上げます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、112万1,000円、純繰越金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出です。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、1 0 7 万円。こちらにつきましては、新規職員、看護師の採用の職員人件費の増額でございます。

9 ページ以降には給与費明細を貼付しております。後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

引き続きまして、議案第 4 2 号をよろしくお願いいたします。

議案第 4 2 号

令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 2 8 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4, 3 6 8 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 7 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 8 万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

和束町長 馬場 正実

おめくりください。

保険事業勘定、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 3, 3 8 4 万 9, 0 0 0 円、1 3 0 万 2, 0 0 0 円、1 億 3, 5 1 5 万 1, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、1 億 7,066 万 7,000 円、216 万 5,000 円、1 億 7,283 万 2,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 8,847 万 7,000 円、11 万 6,000 円、1 億 8,859 万 3,000 円。

5 款府支出金、1 億 686 万 9,000 円、108 万 1,000 円、1 億 795 万円。

7 款繰入金、1 億 2,148 万 8,000 円、108 万円 1,000 円、1 億 2,256 万 9,000 円。

8 款諸収入、5,000 円、63 万 5,000 円、64 万円。

9 款繰越金、1,000 円、1,590 万円、1,590 万 1,000 円。

歳入合計、7 億 2,140 万円、2,228 万円、7 億 4,368 万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出です。歳入同様にご説明いたします。

1 款総務費、1,041 万円、63 万 5,000 円、1,104 万 5,000 円。

4 款地域支援事業費、3,630 万 7,000 円、574 万 5,000 円、4,205 万 2,000 円。

7 款諸支出金、72 万円、1,590 万円、1,662 万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料 No. 42、保険事業勘定をよろしく願いいたします。

1 ページから 4 ページについては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に、主なもののみご説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任

意事業）、205万2,000円。こちらは現年度分の地域支援事業費の交付金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、102万8,000円。こちらにつきましても繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,590万円。こちらは純繰越金を充てております。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様にご説明申し上げます。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目総合相談事業費、516万2,000円。12ページをお願いいたします。主な内容ですが、包括が社協へ行くことでの報酬の減額、また委託料、包括センター委託料として666万2,000円を計上させていただいております。

おめくりください。13ページ、14ページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、1,590万円。こちらにつきましては、令和5年度の額が確定したことに係る返還金でございます。

また、15ページ以降には給与費明細を貼付しております。

引き続き、サービス勘定をお願いいたします。

議案書にお戻りください。

サービス勘定の第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1款サービス収入、420万円、△330万1,000円、89万9,000円。

2款繰入金、474万9,000円、△446万9,000円、28万円。

歳入合計、895万円、△777万円、118万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。歳入同様にご説明申し上げます。

1 款総務費、750万7,000円、△695万1,000円、55万6,000円。

2 款事業費、120万2,000円、△81万9,000円、38万3,000円。

3 款予備費、24万1,000円、0円、24万1,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.42 サービス事業勘定をよろしく
お願いいたします。

同じく、1 ページから4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明
を省略させていただき、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額についてご説明いたします。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、△3
30万1,000円。こちらは居宅支援サービス計画費の収入の減額でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△446万9,000円。
こちらは一般会計繰入金の減額でございます。

おめくりください。

歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△695万1,000円。主なも
のとしたしましては、一般管理諸経費でございまして、こちらは人件費の減額でござ
います。

また、11 ページ以降には給与費明細を貼付しております。後ほどお目通しくださ
いますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、一般会計の説明資料 20 ページになるんですが、保健衛生費でございます。

今年度から带状疱疹のワクチンの定期接種化がスタートしておりますけれども、带状疱疹ワクチンの定期接種というのはどういったものなのか説明をお願いしたいと思っています。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチン定期接種、議員おっしゃるとおり、今年度から始まっております。

65 歳以上で 5 歳刻みの節目年齢の方が対象でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

65 歳から 70 歳、75 歳、5 歳刻みで定期接種を受けられるということですが、これについて国からの補助というのがあってですね、個人負担というのがあると思うんですが、これについては幾らになりますか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

お答えいたします。

生ワクチンが 1 回 2,500 円、組み換えワクチンが 1 回 6,500 円となっております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

生ワクチンで1回2,500円の負担、組み換えワクチンで1回6,500円で、2回打たないといけないということですね。個人負担が1万3,000円ということになります。この带状疱疹ワクチンにつきましては、助成につきましては昨年9月議会で私、質問をさせていただいております。全国の多くの自治体の中で带状疱疹ワクチン接種に対する助成が行われていました。

带状疱疹といいますのは、水ぼうそうと同じウイルスで、成人の9割以上がそのウイルスを持っているということなんですね。その中で、70歳を超えると発症率が非常に高くなって、80歳以上になると3人に1人が発症するというふうに言われています。

そういった中で、全国です、これを何とかこの助成をしていこうという流れの中で、多くの自治体で昨年まで助成を行われてまいりました。そういった流れを受けて国のほうで、昨年、厚労省の専門部会で議論されて、定期接種化を行っていこうということで始まったのが今年度からでございます。

そういった中で、多くの自治体で定期接種は今あったように、65歳から5歳刻みで助成があるわけですが、定期接種に該当しない方について、これも昨年までに独自でされていた自治体はそのまま継続されておりますし、また新たに定期接種を開始されてからでも、任意接種という形で定期接種に該当しない年齢の方、対象にならない方についても任意接種として助成をしていこうという流れが今、全国の中でございます。

隣の木津川市におきましても、今年度からそういった助成が行われるということになっております。木津川市におきましては、50歳以上の定期接種の対象とならない

方が助成の対象となって、それと18歳以上50歳未満で带状疱疹に罹患するリスクが高いとされる方、こういった方も含まれております。

この補助として、自己負担額が生ワクチン5,000円、組み換えワクチンが1万2,000円の2回ということになっているんですが、これを超えた分も助成されるということになります。そういった形で、定期接種の対象外の方についても、一定そういう助成を行う中で、健康を維持していただくという流れでございます。ですから、本町におきましても、そういったリスクのある方もおられるだろうというふうに思いますから、やはりそういった検討をお願いしたいというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

带状疱疹につきましては、私の周りでも多くの方が発症されているというのを聞いたりもします。ただ、今回ワクチンを接種することでどのような形になるのか、私のほうでは詳しい資料は持っておりませんので答弁しにくいんですけども、今年から65歳以上で補助事業で定期的にやるということに決まっています。これも含めて、症例等を確認しながら今後検討する課題であろうかとは思っております。

ただ、現時点で、診療所のほうからの状況を私のほうで入手しておりませんので、今後注意をしながら、入手しながら対応していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

昨年質問をさせていただいたときは、こういった国の流れがありますということで

紹介をさせていただいた中で、ワクチンのことですから、反応の関係もありますので、そういった安全性も含めてですね、国の動向を今後見ながら検討していきたいというご答弁をいただきました。ぜひ、該当とならない方、特に８０歳を超える方については、例えば、今現在８１歳の方ですね、その方は８５歳にならないと受けられないわけですから、この４年間で待たないといけないという不安がやっぱりあるわけですよ。なので、なるべくそういった方で希望される方につきましては、一定助成をできる形を検討していただきたいというふうに思いますので、ぜひ、そこはよろしく願いたいと思います。

次に、２３ページの道路新設改良費。

先ほど撰原区の要望書というのもご紹介をされました。これまで撰原下島拡幅工事ということで進めていただいていますけれども、今後の工事のめどはどのようなになっているのかご答弁願いますか。

○議長（畑 武志君）

建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

撰原下島線の関係でございますが、現場の測量のほうは終了させていただきましたので、今後設計に移るまでは、まず基礎設計と用地の関係もございますので、進めていくということで、今年度はそちらのほうを進めていって、随時計画しているところでございます。

○議長（畑 武志君）

４番、高山議員。

○４番（高山豊彦君）

当該の区の方からしますと、この要望書にも書いていますように、やはりずっと待ち望んでおられる。大型車が通れないとかいろんなこともあって、やはり早く広げて

ほしいというのがありますから、ぜひそこは早く進めていただけるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、幾つか質疑したいと思いますが、今回の補正予算というのは、やはり当初予算を受けまして数か月たつ中で、自治体として重視しなくてはいけないというのは、やはり物価高騰対策だと思うんですね。年度当初から来ましても、ずっと物価高も続いている中で、本当に自治体としても独自の観点で取り組みを強めていくということが求められたと思います。

そういう点、当初予算を経て初めての補正予算という意味では、今後の事務的なことも考えますと、やはりこのタイミングで一定の手を打っていくということが必要になるというふうに思うんですけども、特に6月末でいわゆる地域ポイントの使用期間というのも一応期限を迎えるということもあります。やはり途切れなくそういった対策を進めていくという点で、今回の補正予算の中でその辺はどのように検討されたのか、また、今後も含めて、この辺についてはどのようにされていこうと思っているのか、その辺を説明というか、答弁をいただけますか、町長に。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今回の部分でいいますと、資料の17ページ、15目、こちらのほうで地域ポイントを約500万円を計上させていただいております。本来ですと、これをペーパー式にやりますとかなりの時間がかかるということ等もありますので、去年につくりまし

た茶源郷ポイントでこの部分をもう速攻で出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

17 ページ、18 ページにある約500万円の地域ポイントというのが今回追加ということだというふうに聞いておりますけども、額的には大変限られた状況になっております。何もされないよりはマシですけども、ただ、やはり今の住民の方の生活の状況から考えれば、少し思い切った取り組みも必要になってくるというふうに思います。

それで、先日の一般質問でも、改めて水道の関係とか要望いたしましたけども、私なぜ水道料金等に繰り返し要望するかというのはそのときも言いましたけども、一つは、やはり多くの方が望まれていますし、した場合に大変全ての方に恩恵が行くという点で大事だと思うのと、それから水道というのは町の事業ですから、町が判断すればできることだという意味で、やはりやっていただきたいということ。

そういったことで、あと、財源的にも大体水道の基本料金で4か月でやった場合に1,400万円程度、汲み取り料金の関係でいいますと、半年分で50万円程度でできるというふうに試算できると思うんです。ですから、財源的には十分対応できるということは否めないという中で、公共料金の負担を増やさないとか、また少しでも減らしていくということが町ができることだという意味で繰り返し要望しているわけですけども、その辺りは検討はされたでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問に答えさせていただきます。

そういう点につきまして検討した結果、1世帯当たりということで対応したいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、今後もやはり物価高騰の影響というのは大変大きくなっていますし、今後、大変暑い夏を迎える中で、水道を使う機会も増える中で、ただやはり高いという状況の中で節水もしなくちゃいけないという中では、かなり熱中症等の期限もある中で、やはり一定夏の期間だけでも水道料金を軽減するということは、命を守っていくという点でも大変大事な視点だと思いますので、今後、臨時会も含めて、ぜひ迅速に対応していただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思っています。

それと次に、同じページの在宅介護支援費の関係でヘルパーステーションの運営補助金が186万円上げられておりますけども、この辺の内容について説明いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

訪問介護ヘルパー事業につきましては、社協で行っていただいているところではございますが、経営のほうも介護報酬等の改定によりまして苦しいということで、今回この補正を補助金として入れるということでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

一応、社協のほうにももう少し詳しい内容を伺ったんですけども、いわゆる年間を通じてのヘルパーステーションの決算をした上で、その中では赤字分というか、出た分についての 3 分の 2 を補助していただくというふうに伺っております。

今回の訪問介護の事業に対する補助金を計上いただいたことは大変大事な中身だというふうに思っております。その辺やはり今後も引き続き、今年度だけじゃなくて、恒常的な取り組みとして増していただいているとは思いますが、そこはぜひお願いしたいと思うんですが、ただ一方で、ヘルパーステーション自身は、以前は 3 人の常勤体制でケアがされていたわけですね。そのうちお一人の方が定年等で退職をされて、その分の 1 人の欠員の分がその後も補充できてないという状況があります。それは人の確保ということもあるんですけども、財政的にやはり厳しいというところが一番の原因になっております。

そういった点で、いわゆる今の体制の下での赤字分を一定補助していただくということは大変大事なんですけども、以前のそういった体制を回復していくと、一定余裕を持った運営を回復していくという点では、もう一步踏み込んだそういった補助というか、町としての後押しも今後必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺、町長のお考えもあると思いますので、お考えを聞きたいというふうに思いますし、これをしていく上でも、やはり国のいわゆる介護報酬の引下げ分を撤回していただくということが、町のそういったことをしていく上でも十分必要になってくると思いますので、その辺も含めて町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まさに今言われるとおり、介護報酬の減額が大きな影響を与えているというのは確

認しております。ここで衝撃的な話にはなるんですけども、和束町における国保対象者と後期対象者がほぼ同額で、最近多分、後期のほうが増えているというような状況になってきていると思います。国保対象よりも後期対象が増えるということは、それだけ高齢化が進んでいるというような状況ができております。

今、岡本議員が言われるように、この部分については今後もっともっと対象者が増えてくるんじゃないかと。特に若年層がおられなくなって、独居になっていく方が増えてくるのも現実でございます。この点については抜本的な計画を立てなければならぬというように私も思っておりますので、今後、国・府の動向も見ながら、町としていろんなことができるかというのは検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

そこは本当に町の在宅介護の基盤を崩壊するかどうかの大きなところだと思いますので、危機感を持ってぜひ対応いただきたいと思います。

次に、介護保険の会計の 12 ページの包括センターの委託料についてなんですけども、今回、直営でされてきました地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会の委託事業ということで、7 月から移行されるというふうに伺っております。先日、町長のほうも、これをする狙いとして、保険介護の事業の充実であるとか、また職員の処遇の問題であるとかということも触れられていたというふうには思うんですけども、こういったことをする以上は、そこに行かれる職員の方の処遇をやはりよりよくしていくということと、それから、いわゆる業務内容というものが、より充実した形でできるということがなければこうした意味がなくなってくると思いますので、移行することによって職員の方の処遇であるとか、いわゆるその業務内容についてどのように改善を図ろうとされているのか、その辺、具体的にいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。担当課のほうから細かいことはまた答弁すると思いますけども、私のほうからも大きく答弁させていただきたいと思います。

この問題につきましては、昨年からいろいろ問題が出ておりまして、なかなか人が集まらないということでございます。今回につきましては、何とか方法がないかということで、去年の１２月ぐらいから、社協にちょっとしたお話を出しながら、今年の３月に向けて一生懸命協議をしてきたわけでございます。その結果が４月以降にまとまったということになりましたので、今回の補正とさせていただきます。

ただ、今までは対応してきていなかった部分の資格者ですね、これについては一定確保できたということでございます。特に、保健師はうちのほうから出向させます。それからケアマネジャーは主任ケアマネジャーで、経験の豊富な職員を採用していただきました。そして、社会福祉士はうちのほうで直営で動いたときの職員が向こうに回るということで、組織的には以前よりはかなり強固になると思います。

ただ、これからの運営につきましては町の事情とかも考えながら、今後どのように進めていくのかについては、町としても、一定、監視というよりも、一緒に入りながら進めていきたいと思いますので、社協としっかりとタッグを組んで前へ進めたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

人件費としまして、職員が１名と会計年度任用職員１名という体制で予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

地域包括の業務を社協に委託するというケース自身はあることですので、それ自身が本当に業務の改善につながるようにぜひお願いしたいというふうに思うわけですが、ただ一方で、関連してですけれども、社協でもともと去年までありました在宅介護支援センター、これはいわゆる居宅の事業所として、要介護の方のケアマネジメントをずっとしていただいていたわけですが、ただ、その方が退職されたということで、その部分が休止という状況になっているというふうに思います。

基本的に、地域包括センターというのは、要支援の方のケアマネジメントなどを相談業務を含めて行っていくというのが中心業務になりますので、要介護の方のケアマネジメント等をするという意味での一定公的な部分の居宅が、今、休止状態になっているというのは、これはこれで今後についても大変大きい問題だと思いますので、その辺についての今後の見通しというか、人員の確保も含めてですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうで答弁させていただきます。

基本的に、今おっしゃられたとおりでございます。それも含めて、昨年度からいろいろと協議を進めてきたということでございます。

社協の実情を申しますと、居宅のほうは今サービスを受けてもらう方がほぼおられないという状況もありますので、今後この需要をどう考えていくかも含めて、民間との提携委託、それから社協としての事業拡大ということも含めながら今後調整をして

まいりたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

これで最後でしたかね。

そこはぜひ、今、前任の方が持っておられたケースについては、一定、引き続き継続でやっていただけるということなので、当面は大丈夫だと思うんですけども、やはり今後の新規の関係とかは、引き続きほかの民間等をお願いしなくちゃいけないという状況がありますので、そこはやはり公的な部分で、今後、体制を整備できるようにお願いしたいと思います。

最後に、この一般会計の一番最後のページですね、いわゆる子育て応援給付金事業の関係での調書ということになっておりますけども、一般質問で子育て応援給付金の事業について、地域ポイントのほうに移行されてという形でさせていただきました。ただ、当事者の方も含めて、ポイント制にするということの中で、町としてのいろんな狙いはあるでしょうけども、やはり当人の方にとって使いにくい事業になったりとかいうようなこともあるのも事実でございます。そういった点で、先日も言いましたけど、この事業自身が、受給される方自身がいろんな意味で選択権がないと、やはり事業としての趣旨が守られないと思います。そういう点で、せめてポイントでいただくのか、また現金でいただくのかという、そういった選択性ぐらいは今後検討もいただいて、受給される方の使いよい、また本当に応援になる制度にもう一回ちゃんと見直しをしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺もう一度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今言われるとおり、その方々の使い勝手については私のほうでもう一度調査する必要があるかというのは思います。ただ、私としては、渡したものがどうのこうのというよりも、できるだけ早い時期にそのお金を使って、対象となる方に行けばいいなということと、あわせて、子どもができることによって家計に与える不安負担ですね、これを少しでも解決できるようにしたいということもございますので、両面があります。今、地域ポイントでもいろんな意見も出ていますので、その辺も含めながら、きちっと動向を調査しながら、ポイントの有利性、それから現金の有利性等も検討していきたいと思いますので、その点についてはしばらくご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第40号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４１号 令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４１号 令和７年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第４２号 令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４２号 令和７年度和束町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時１９分～午後１時３０分）

○議長（畑 武志君）

休憩に引き続き会議を開きます。

これより説明を続けます。

その前に、岡田議員につきましては欠席届が出ました。

小西議員につきましては早退となっております。

また、環境衛生課長につきましては、総合保健福祉施設工事現場内で事故が発生し、現場対応のため欠席となっております。

日程第８、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、諮問第１号、提案理由を申し上げます。

本町に置かれています人権擁護委員３名のうち１名が令和７年１２月３１日付で任期満了となり、退任の意を表されたため、今回新たに候補者として西田ひろ子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、意見を求めるものです。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、諮問第１号につきましてご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって議会の意見を求める。

記

住 所 和束町大字白栖

氏 名 西田ひろ子

年 齢 ６３歳

令和７年６月２３日提出

和束町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

資料Ｎｏ．１、西田さんの略歴書をつけておりますので、ご覧ください。

それでは、西田さんについてご説明させていただきます。

西田さんは小学校教諭として長く務められ、現在は民生委員、児童委員として本町の社会福祉に貢献していただいています。温厚な人柄で正義感が強く、地域住民の信望も厚く、今後もその経験を生かした活動が期待できる適任者であることから、今回、

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに推薦いたしたく、諮問させていただいた次第です。

どうかご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思います。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおり異議のない旨を答申したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問されましたとおり、異議のない旨、答申することに決定いたしました。

日程第9、発議第3号 消費税減税の実施を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。発議第3号について、提案理由を申し上げます。

何もかもが値上がりし、暮らし、生業に多大な負担と不安が広がる中、世論調査でも消費税減税を求める声が多数を占める状況が続いており、和東におきましても同様に、減税を求める声が多く寄せられています。

国民生活はもはや限界を超えており、物価高騰から暮らしと生業を守るためにも、政府も国会も消費税減税を真剣に検討し、早期に実施すべきです。

同時に、当面の物価高騰への対策にとどまらず、これからの税負担の在り方を根本的に見直す上でも、消費税減税を実施することは大きな転機となると考えることから、

本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 3 号

消費税減税の実施を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 7 年 6 月 23 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

消費税減税の実施を求める意見書

食料品、日用品、交通費教育費、水光熱費など、あらゆるものが値上がりする下で、消費税減税を求める国民の声が広がっている。この背景には、この間、府が時限的な対策を繰り返しても効果が乏しく、ますます暮らしや生業が厳しさを増している実態がある。その中で、減税のあり方、考え方に違いはあるか、多くの政党が消費税減税を主張する状況が生まれている。仮に消費税を一律に 5% 減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間 12 万円の減税効果があり、食料品のみをゼロ税率にした場合と比較して 2 倍の減税となる。また、一律 5% に減税すれば複数税率が無くなり、中小・零細業者・フリーランス等に重い負担となっているインボイス制度も廃止できる。

消費税はもともと逆進性が強く、低所得層ほど重い負担となっているが、減税を実施すれば、逆進性を一定緩和する効果も生まれる。

以上のように、消費税減税の実施は強く待たれているとともに、減税は 1 年など一時的でなく、恒久的な減税が求められている。仮に一律に 5% 減税をおこなうには年間 15 兆円が必要となり、恒久的な消費税減税を実現するためには、税制のあり方を正し、責任ある財源を確保することが必要である。

国債発行に財源を求める議論があるが、多額の借金ではインフレによる物価高騰や

金利上昇による暮らしや営業への悪影響など高いリスクがある。安定した財源を確保するには、巨額の利益をあげ内部留保を増やしている大企業の法人税や富裕層の所得税の優遇措置を見直し、適切・応分の税負担を求める等、税制の在り方を転換し、累進課税や生計費非課税など、本来の税のあり方を取り戻す必要がある。

消費税減税は、当面の物価高騰から国民生活を守るとともに、冷え込んだ消費を活性化し、経済の好循環を作り出す第一歩となる。政府、国会は真剣に消費税減税を検討し早急に実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月23日

衆議院議長 額賀福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

財務大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それではお尋ねします。

当初は消費税は廃止という形ではなかったのでしょうか。いつから減税という形に変わったのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

私ども日本共産党の消費税に対する態度は一貫しておりまして、消費税が導入されるときから反対し、当初から廃止を求めており、現在も廃止を目指しつつ、当面 5 % に減税するということで今述べさせていただいておりますので、日本共産党としては一貫した態度だと考えております。

○議長（畑 武志君）

6 番、井上議員。

○ 6 番（井上武津男君）

それならば、この意見書に対しても、やはり廃止という形での意見書を出すべきではなかったのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

もちろん、将来的に日本共産党として廃止を目指すという立場は変わりませんけれども、今回につきましては、まず消費税を 5 % に減税をして、そしてインボイス制度も廃止するという段階を経て、経済の好循環をつくり出す中で廃止への展望を進めていくという立場ですので、今回の意見書については、消費税の減税という立場で国に対して意見書を上げるということで申し述べております。

○議長（畑 武志君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。発議第 3 号について賛成討論を行います。

今、地域で住民の方から寄せられるのは、「とにかく何もかもが高い」、「暮らしが大変」との切実な声ばかりであり、消費税を今こそ下げてほしいとの願いです。もともと逆進性の強い消費税ですが、この間の急激な物価高騰と実質賃金や年金の減少の中、所得の低い人ほど重い負担となる傾向に拍車がかかり、今や税全体の負担率は年収 800 万円以下まで 10% 程度とほぼ変わらず、税負担の累進性が無いに等しい状況です。このような不公平な状態をただすためにも消費税減税が必要です。仮に一律 5% に減税すれば、自営業や中小業者を苦しめているインボイス制度も必要なくなり、廃止できます。

消費税減税のやり方をめぐってはいろいろな提案がされており、食料品だけを一時的にゼロにする案も見られます。しかし、消費税は食料品だけでなく、日用品、携帯料金、水光熱費、ガソリン代、教育費、交通費、肥料や農薬など、生活や生業全般に係るもので、一律 5% に減税するほうが倍ほどの効果が見込まれています。

同時に、減税を実施するなら財源をどうするかは避けて通れません。減税は 1 年、2 年の短期、一時的では効果は少なく、再引上げのリスクが大きいため、恒久的な減税実施が求められます。そのためには、赤字国債ではなく、税負担のあり方を根本的に見直し、安定的な財源を確保することが必要です。

安定的な財源を確保するには、大企業と富裕層への行き過ぎた減税や優遇をやめることが重要です。政府が進めてきた大企業減税は年間 11 兆円にもなっていますが、賃上げや設備投資には回らず、株主配当や内部留保だけが膨らむ結果になり、総理も与党も効果が無かったと認めています。効果もないのに減税を継続することは単なるバラマキです。所得が 1 億円を超えると税負担が減少する、金持ちになればなるほど負

担が減る優遇も放置したままです。消費税５％への減税には年間15兆円が必要ですが、このような大企業減税や富裕層優遇をやめれば、財源は十分に確保できます。

政府や自民党などは、消費税は社会保障の安定財源だから減税はできないと言いますが、社会保障の財源は消費税だけでなく所得税や法人税なども財源です。そもそも消費税が導入された目的は「直間比率の見直し」であり、社会保障の財源確保が目的ではありません。実際、消費税が増税されるたびに法人税減税が繰り返されることで財源構成が入れ替わっただけであり、社会保障は充実どころかむしろ後退、切捨てを続けています。いま、必要なのは、消費税が導入されて以降、繰り返されてきた庶民増税と大企業・富裕層減税により歪められた累進性や生計費非課税、応能負担原則など、本来の税負担のあり方を回復し、本当の意味での安定財源を確保し、それを適切に再配分することで国民生活を再建し、経済の好循環を進めることにあります。

以上のことから、今こそ国民多数の声に応え、消費税減税を実現することが強く求められていることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第３号 消費税減税の実施を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第３号 消費税減税の実施を求める意見書は、否決されました。

日程第１０、発議第４号 訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

発議第4号について提案理由を申し上げます。

先の介護報酬改定は、とりわけ報酬引き下げが行われた訪問介護事業に深刻な打撃をあたえ、全国的に事業所の倒産、閉鎖が増加し、近隣の笠置町のように、町内に訪問介護事業所がゼロとなる事態も拡大を続けております。このままでは本町においても同様の事態になりかねない危険性があり、国における訪問介護報酬の引下げ撤回がどうしても求められています。

問題はそれだけにとどまらず、政府が本腰を入れて介護に予算を投入し、基盤整備や被保険者の負担軽減などを進めなければ、介護保険制度が崩壊しかねません。それは本町のまちづくりにとっても死活的な問題であり、国に対して声を上げるべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第4号

訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和7年6月23日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書

訪問介護事業の介護報酬引き下げが行われてから1年が経過する中、全国で約500にのぼる訪問介護事業所が倒産や休廃業に追い込まれ、訪問介護事業所が空白の自治体が急速に増加している。本町も含む相楽東部地域でも笠置町が空白であり、本町も

社会福祉協議会の事業所のみで厳しい状況である。訪問介護は、地域の高齢者の生活を支えるために不可欠な事業であり、町内事業所が仮に空白となれば、介護が必要な高齢者が地域で生活し続ける環境がますます困難となる。そのような事態を避けるためにも、介護報酬引下げを直ちに撤回し安心して事業が継続できるようにすべきである。

厳しい状況は訪問介護だけではない。全国的にケアマネジャー不足が深刻化し、介護崩壊の危機が進行している。ケアマネジャーは、利用者や家族の立場で適切な介護を受けるために計画・調整する、介護を受け受ける入り口をサポートする重要な役割を担っており、いなければ介護保険制度は成り立たない。

本町でも公的に要介護のケアマネジメントを担うスタッフが不在となり、事業所を維持できなくなっている。今年は介護保険制度がスタートして25年を迎えたが、当初から不安視された「保険あって介護なし」が現実となり、本町の65歳以上の介護保険料基準額は当初の約3倍に跳ね上がる一方で、肝心のサービス基盤はふさわしく整備が進んでいない。

政府はさらに利用料を1割から2割に増やす、要介護1、2の保険外し、ケアプラン有料化などを検討しているが、ますます介護崩壊に拍車をかけるだけである。政府は、介護費用への国庫負担を増額し、介護職員の賃金を全産業平均並みに引き上げる等、安心できる介護制度整備に責任を持って取り組むべきである

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月23日

内閣総理大臣 石破 茂 様

財 務 大 臣 加藤 勝信 様

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

発議第 4 号について賛成討論を行います。

昨年 4 月から実施された訪問介護事業の報酬引き下げは全国的に深刻な打撃をあたえ、昨年度の倒産件数は過去最多の 81 件にのぼり、事業所の無い自治体がさらに増加しました。存続している事業所も厳しい経営を強いられ、いつ倒産、閉鎖してもおかしくありません。

本町も町内事業所は社協の事業所のみで、今回の補正予算で赤字分の 3 分の 2 を町が補助することになったことは重要ですが、報酬引下げの撤回、改善がなければ、以前の常勤 3 人体制の回復はできませんし、不安定な経営は今後も続きます。町の訪問介護事業を守り、充実させるためにも、報酬引き下げ撤回はどうしても必要です。

意見書にもあるように、介護の厳しい状況は訪問介護だけではなくありません。本町でもケアマネジャーの退職で要介護のマネジメントを行う居宅事業が休止となるなど、スタッフの確保に大変苦勞されております。介護職の処遇の抜本的な改善に真剣に取り組まなければサービスの担い手確保がますます厳しくなり、地域での介護が崩壊しかねません。それは利用者にとっても同様であり、これ以上の負担増やサービス切り捨ては許されません。

意見書でも指摘しているように、政府は国庫負担を大幅に増額し、安心できる介護に責任をもって取り組むことを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第４号 訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

起立少数です。

したがって、発議第４号 訪問介護報酬引き下げ撤回など安心できる介護制度を求める意見書は、否決されました。

日程第１１、発議第５号 コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

発議第５号について提案理由を申し上げます。

昨年来のコメ不足と価格高騰は、主食であるコメさえも安心して買えない、食べられないという異常事態を引き起こし、大きな不安を広げているとともに、あらためて日本農業の問題点、脆弱さを浮き彫りにいたしました。政府は、備蓄米の大放出で急場を乗り切る姿勢ですが、それでは根本解決にはなりません。

今回の「令和のコメ騒動」を教訓に、これまでの政府の農業や食糧政策の問題点を明らかにし、農家が安心して生産、販売でき、消費者が手ごろな価格で安心して買えるよう政府が責任を持って取り組むことが必要となっています。その立場から本意見

書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 5 号

コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 7 年 6 月 23 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書

昨年からのコメ不足と米価高騰が収まらない中、主食のコメが安心して買えない、食べられないという異常事態が深刻化している。この間、備蓄米を随意契約で国が売り渡し価格を決める方法で放出したが、量は年間事業の一部に過ぎず、大手中心の対応も含め、効果は限定的で、抜本的な解決にむけた対策強化が求められている。

米価高騰の原因はコメ不足にあり、コメ消費の減少を前提に、ギリギリの生産計画をたて、農家に事実上の減反・減産を押し付けてきたこれまでの農政が破綻した結果である。しかも、米価は市場が決めると価格保証をせず、コメの流通自由化を進め、大手量販店が価格決定権を握り、米価は低く抑えられてきた。

その一方で、肥料の高騰などで経費がかさみ、赤字経営に追い込まれた農家は激減し、生産量も 3 割減少する中、生産基盤はボロボロとなっている。いま、必要なことは、当面の緊急対策とともにコメ増産にカジを切り、政府が責任をもってコメの供給を安定化させる姿勢を強く示すことである。その上で、農家が増産に意欲を持つには、再生産可能な価格や所得の保障が不可欠となる。農家の販売価格と消費者が求める購買価格の差額補填を行い、安心して生産でき、安心して買えて食べられる状況を政府の責任で行うことが求められる。

今、「トランプ関税」をめぐる対米交渉の中で米国産米の輸入枠を増やす動きがあるが、主食のコメさえも輸入頼みになる危険性があり、論外である。政府は「令和のコメ騒動」の教訓を生かし、コメ不足と米価高騰への抜本的対策に責任をもって取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年6月23日

内閣総理大臣 石破 茂 様

農林水産大臣 小泉進次郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、二、三お尋ねします。

共産党として、今回の備蓄米方針についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

備蓄米の放出については、実は1年ほど前から、政府に対して、当時から米不足が現場では指摘されていたこともありまして、緊急に備蓄米の放出をするように要望をしておりました。ですので、一定数の当面備蓄米の放出そのものについて否定するものではありませんし、適切な形で放出して、価格の安定や、また店頭にしっかりと並ぶようにしていくということは必要なことだというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

6 番、井上議員。

○6 番（井上武津男君）

それは備蓄米というものに対しての考え方が私は整っていないと思っております。
というのは、備蓄米は災害とか、今年のように米が全般的に足りないときには無償で米を放出するものであって、販売するものではない。私はそう思っております。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

基本的に、いわゆる備蓄米というのが先ほど井上議員も言われたように、本来、災害であるとか、本当にいろいろな有事の際も含めて、そういうときに備えた、そういったものであるということは十分理解しているつもりです。いわゆる無償で出すものであって、いわゆる販売するものではないというようなことを今言われましたけども、それももちろん一つの考え方ではありますけども、いわゆる販売してはならないというふうには思っておりませんが、いわゆる適切な形で、いわゆるそういった古いお米が今の2,000円というのが本当に安いのかという議論もありますけれども、井上議員が言われた、そういった位置づけそのものは大切な指摘だと思っておりますので、いずれにしても消費者にとって負担のない形でちゃんと行き渡るという意味で備蓄米を活用することは重要だと思っております。

○議長（畑 武志君）

6 番、井上議員。

○6 番（井上武津男君）

備蓄米は、本来その性質から入札して販売したり、随意契約して販売するものではないんですよ。備蓄米は、その年ごとの予算で賄われておりまして、政府の

ものでもなく、JAのものでもなく、国民のものなんですよ、これは。それを国民に向けて販売する、いかなることですか、これは。こんなばかなことないですよ。そんな国どこもないです。

そして、考えていただきたいです、皆さん。備蓄米を一番初めに競争入札されました。競争入札したら一番高いところに落ちるはずですよ。そんなばかなこともおかしい話なんです。足りなかったらやはりすぐに国民に一番必要なところへ出すべきなんです。それも1円のお金を出さずに全て出すべきなんです。これが私の物の考え方です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、井上議員が言われていること自身は、そういったご意見もあるというふうに思いますが、ただ、今回の意見書につきましては、備蓄米の在り方を問うてはおりません。いわゆる言われるように、本来、災害時など有事の際に使うべき備蓄米を今のようない形で随意契約で大放出するというのがいいとは思いません。実際それじゃあ後どうするのかという問題もありますので、そういった点では、井上議員が言われることも一理あるわけですが、ただ今回の意見書につきましては、備蓄米の在り方を問うてはおりなく、いわゆる米の不足と米価高騰問題をどう抜本的に今後そういったことが起こらないようにしていくか、農政そのものを抜本的に対策強化していく必要があると。主食の米ですから、やはりそういったものを安定的に作り、また買えるような状況をつくっていくことが国の責任ではないか、そういう観点で今回提案するものですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

今年備蓄米約１００万トンほどあったはずなんです。そして一番初めに備蓄米を前農相が競争入札して値段が上がってしまったんですよ。そんなばかな話はないんですよ。こんなことをすること自体が間違いであったんです。

よく考えてくださいよ。備蓄米は国民のものなんです。政府のものでもないし、そしてＪＡのものでもないんです。そして、それを入札するということは、そこに費用がかかる。何で国民の米を国民に売らなきゃならないか。まして、その米に対しても消費税がつきます。ということは、三つの税金がここに増えるというような状態になるはずなんです。こういうことは許してはならないんです。こんなもん許したことになるたら世界からの恥です。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本議員、最後です。

○７番（岡本正意君）

井上議員の言われることは最もな面もあるというふうに思いますし、備蓄前をどうするかということはそれはそれで大事な点です。だからそういったことを放出して、いわゆる備蓄米の底をつかせる中で、今、小泉大臣が言ってるのが、緊急にいわゆるアメリカ産米の外米を入れるということを言ってるわけですけども、これはある住民の方が言われてましたけども、結局トランプさんとの交渉との関係でそういうことを言ってるのかというふうに見透かされたようなことを指摘される方もおられました。そういう点ではやはり今回の事態を農業をさらに追い詰めていくような方向で進めることなく、やはり今言われたように、国民の主食ですから、その主食を安定的に生産でき、そして国民がちゃんとそれを食べることができるという状況をつくるのが国の責任ですから、そこをちゃんと責任持ってやるべきだというのは今回の意見書の趣旨だということをご理解いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

６番、井上議員、ちょっと話がずれております。

○ 6 番（井上武津男君）

今回のこのいわゆるコメ騒動は、平成のコメ騒動なんかとは違い、令和のコメ騒動というのは、米自体はなかったわけじゃないんです。米がいわゆる備蓄米として 1 0 0 万トンもありました。これを 2 回に分けて無償で必要なところへ分けていけば、これだけの米が高騰するということはなかったんです。恐らくどんな米も 3, 0 0 0 円までで販売できたと思います。これがやっぱり失敗の策であったと私は考えています。それだけです。

○ 議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 5 号について賛成討論を行います。

意見書にもあるように、今回のコメ不足、価格高騰の根本原因は、農家に減反、減産を押し付け、市場任せの価格決定や必要のないミニマムアクセス米の輸入により、再生産可能な価格や所得が保障されてこなかったことにあります。その結果、全国的にコメ農家、従事者が激減し、耕作放棄地が激増するなど、生産基盤は大きく崩壊してきました。

ところが政府は、コメ不足そのものを認めようとせず、抜本的な農政の転換に取り組もうとしていません。それどころか、災害など緊急時の備えである備蓄米を随意契約で大放出する一方で、食用としてミニマムアクセス米の輸入を前倒しで進めるなど、これを期に、輸入米の枠を大幅に増やそうとしております。

この動きの背景には、アメリカのトランプ政権の関税強化に応えたものではないとも言われています。どさくさにまぎれて、日本人の主食であるコメさえ輸入に依存した状況にしようとするなど、食糧自給率の向上に相変わらず背を向けていると言わ

ざるを得ません。

いま、政府に必要なことは、コメ不足をしっかりと認識し、増産にむけて価格と所得保障を行い農家が安心して生産できる環境を整備することです。その上で、消費者には手ごろな価格で販売できるようにすることです。そのためにも、これまでの農政を反省し、それを踏まえた抜本的な対策を政府は行うよう強く求めて、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第５号 コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第５号 コメ不足と米価高騰問題の抜本的対策を求める意見書は、否決されました。

日程第１２、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第１３、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出の一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

今期定例会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉会の前にですけれども、一つ報告させていただきます。

本日の昼でございます。南側駐車場の工事場所で擁壁が転倒するという事故が発生しました。その関係で若干工事が遅れるかも分からないという状況が起こっております。まだ起こったばかりのことですので、原因が何かとか、その辺、全然分かっておりませんので、これから調査に入ることになります。それが本日の環境衛生課長が午後欠席した理由でございます。その点についてご理解をお願いしたいと思います。

また、今回提案させていただきました議案につきましては、全て承認いただきましてありがとうございます。令和7年、4分の1が終わろうとしています。これから新

たな部分に向けて業務を進めてまいりたいということと、また、今年の梅雨につきましては、かなり空梅雨ということで、今日の雨のようなことが事故に発生する可能性もございます。そういう点も含めて、しっかりと身を引き締めて頑張りたいと思いますので、諸議員各位のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶させていただきます。

本定例会、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和7年和束町議会第2回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後2時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 高 山 豊 彦

会議録署名議員 村 山 一 彦